

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

**『横琴広東マカオ深度合作区の企業がマカオで債券を発行するための
特別支援弁法』の印刷・公表に関する通知**

出所：横琴広東マカオ深度合作区金融發展局

公表日：2023-06-08

執行委員会各局:

『横琴広東マカオ深度合作区の企業がマカオで債券を発行するための特別支援弁法』は、合作区執行委員会会議の審議を経て、ここに公表・配布をし、徹底的に執行してください。執行にあたって、問題が生じた場合は、合作区金融發展局までご相談ください。

横琴広東マカオ深度合作区金融發展局

2023年6月8日

第 01/2023 号金融發展局規範性文書

**横琴広東マカオ深度合作区の企業がマカオで債券を発行するための
特別支援弁法**

第一条

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

策定目的

中国共産党中央委員会及び国務院の『横琴広東マカオ深度合作区建設全体方案』を徹底的に実施し、横琴広東マカオ深度合作区（以下、「合作区」という）がマカオ特別行政区（以下、「マカオ特区」という）の穏健で多角化した経済の発展を促進する新たなプラットフォームとしての役割を積極的に発揮し、マカオ特区の債券市場の発展を支援するため、『中華人民共和国証券法』、『中華人民共和国外国為替管理条例』及び『企業の中長期対外債務監査登録管理弁法』などの関連法令、法規、規定に基づき、合作区の実情に合わせて、本弁法を策定する。

第二条

定義

本弁法の規定を適用するにあたり、以下のように用語を定義する。

（一）債券とは、中華人民共和国内の企業、または中華人民共和国内の企業が支配する海外に登録された企業の名義にてマカオ特区内で発行され、人民元（RMB）または外貨建てで、合意に従って元本と利息が返済される有価証券を指す。また、当該有価証券はマカオ金融管理局の債券発行に関するガイドラインの要件を満たし、マカオ中央証券預託システムによって完全に登録、保管、決済される。

（二）企業とは、中華人民共和国内の企業および中華人民共和国内の企業に支配され、海外に登録された企業を指す。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

(三) 仲介業者とは、法律事務所、会計事務所、信用格付機関、グリーンボンドやサステナビリティボンドの外部評価・認証機関を指し、マカオ特区において前述の企業が債券発行を成功させるためのサービスを提供する。

(四) 支配とは、中華人民共和国内の企業が直接または間接的に海外企業の議決権の半分以上を所有していること、または海外企業の議決権の半分以上を所有していないが、その企業の経営、財務、人事、技術などの重要事項を支配することができることを指す。

(五) 一般債券発行費用とは、引受手数料、法律事務所手数料、会計事務所手数料、信用格付け機関手数料、マカオ中央証券預託システムの保管手数料および決済手数料、ならびにマカオ取引所の発行サービス料、上場費用を指す。

(六) 外部審査費用とは、グリーンボンドやサステナビリティボンドの発行に関連する外部審査機関の費用を指し、発行前の外部審査（認定、第三者意見、検証、ESGスコア／格付け、保証、グリーンファイナンスやサステナブルファイナンスの枠組み設定に関連するアドバイザリーサービスを含むが、これらに限定されない）と、発行後の外部審査または報告手数料を含む。

(七) 本弁法で言う金額の通貨は、明示的に別段の記載がない限り、人民元（RMB）とする。本弁法に関わる為替レート換算は、発行日の中国人民銀行の公式ウェブサイトで公表される為替レートを基準に計算される。

第三条

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

適用条件

本弁法に基づいて支援金を申請する支援対象は、次の基本条件を満たす必要がある。

(一) 実行委員会規范文書第 2/2023 号『横琴広東マカオ深度合作区における企業の実質的運営の確認に関する規定』に規定された実質運営の条件を満たさなければならない。

(二) 申請時から審査完了まで、関係部門が公表する信用喪失被執行人リストおよび経営異常リストに掲載されていない。

合作区企業が、その支配下にある海外に登録された企業の名義で債券を発行し、合作区企業を申請者として支援金を申請する場合、上記の条件をすべて満たさなければならない。

マカオ特区で満期が 1 年を超える債券を発行する前に、企業は『企業の中長期対外債務監査登録管理弁法』の規定に基づいて、対外債務の審査・登録手続きを行わなければならない。

グリーンボンドやサステナビリティボンドの支援を申請する企業は、外部審査機関による関連審査と認証に合格しなければならない。

第四条

支援基準

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

本弁法の要件を満たす支援対象に対し、以下の基準に従って財政支援を行う。

(一) 企業が調達した実際の資金規模の2%に従い、一般債券発行費用に財政一時支援金を支給し、最大500万元まで提供する。発行された債券がグリーンボンドやサステナビリティボンドに認定された場合、上記の資金支援に加え、実際の発生した金額に応じて外部審査費用を支援し、上限は50万元とする。1企業あたりの年間支援額の累計上限は550万元までとする。

(二) 仲介業者は、マカオ特区で債券発行に成功した企業に提供した各専門サービスの契約書に明記された金額に応じて、最高50万人民元まで支援される。1仲介業者あたりの年間支援額の累計上限は100万元までとする。

第五条

申請プロセス及び申請資料

合作区金融発展局が申請を受け付け、申請プロセスは次のとおりである。

(一) オンライン申請。本弁法により支援金を申請される方は、申請受付通知の要件に従い、申請システムにログインして申請書に必要事項を記入し、以下の資料をアップロードするものとする。申請書以外の以下の資料はコピーであり、申請者の所属する組織の公印を押印してシステムにアップロードし、原本は照合用として用意するものとする。

1. 企業の必要書類：合作区内での実質的な事業運営を証明する書類、支配関係を証明する書類（合作区内の企業がその支配下にある海外企業を債券発行の主体

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

としている場合に限る）、国家関係省庁・委員会が発行した企業が借り入れた対外債務の監査証明書または登記証明書（満期が1年以上の債券を発行する場合に限る）、債券目論見書、マカオ中央証券預託システムにおける債権の登録、保管、決済に関連する証明書類、グリーンボンド、サステナビリティボンド関連の証明書（ある場合）。

2. 仲介業者の必要書類：合作区での実質的な事業運営を証明する書類、債券発行企業とのサービス契約書、およびサービス契約書に対応するインボイス。

（二）受理。合作区金融発展局は申し込み書類を事前審査し、申請書類が受理条件を満たしていない場合は受理されない。書類に不備がある場合は、申請者に必要な書類を一度に全部知らせ、申請者は規定時間内に書類を補足しなければならない。受理条件を満たし、書類が完備すれば、申請は受理される。

（三）審査。合作区金融発展局が申請書類を審査する。

（四）資金の検証。申請プロジェクトと対応する資金の支払リストは、合作区金融発展局が審査・確定する。

（五）公表。合作区金融発展局は、公式ウェブサイト支援予定リストと支援金額を7営業日間公表する。

（六）資金の払い出し。公表期間終了後、異議がない場合、または調査により異議が立証されない場合、合作区金融発展局は規定に基づいて資金を支給する。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

本弁法は、社債発行前の事前審査を受け入れる。企業は債券を発行する前に、仲介業者の専門的なアドバイスに基づいて、合作区金融発展局に事前審査を申請することができる。支援金は、企業が債券発行に成功した後、プロセスに従って支払われる。

第六条

監督と管理

本弁法に従って支給された支援金は、管轄当局による監査、監督、社会的監視の対象となる。

申請者は、申請資料の完全性、真正性、正確性、および合法性を保証する必要がある。虚偽の資料を提出して不正に支援金を取得した中介机构は、その不正行為が確認された時点で、再度本弁法による支援を申請することはできない。また、既に支援金を受領している場合は、受領した支援金を返還し、当期のローン市場相場（LPR）に基づいて金利を計算する。法律違反や犯罪の疑いがある者は、管轄当局に移送され、法律に従って処理される。

支援金を申請する際、申請者は最後の支援金を受け取った日から5年以内に、合作区域外に転出せず、合作区での納税義務を変更しないことを書面にて承諾しなければならない。転出又は登録を抹消した場合、受領した支援金を一括で返還し、当期のローン市場相場（LPR）に基づいて金利を計算する。

法令により別途規定がある場合を除き、申請者は本弁法の優遇措置を申請ながら、国家および広東省の他の政策支援や優遇措置を申請することに影響を与えない。ただし、

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

合作区において他の同様の支援政策を既に受けている申請者は、本弁法による支援を繰り返し享受することはできない。

第七条

動員実施

本弁法は、合作区金融発展局が解釈の責任を負い、関連部門を動員して実施するものとする。

第八条

実施日と有効期間

本弁法は 2023 年 6 月 20 日に施行され、有効期間は 3 年である。

2023 年 3 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに本弁法の支援条件を満たした対象者は、2024 年に支援金を申請することができる。

添付資料：『横琴広東マカオ深度合作区の企業がマカオで債券を発行するための特別支援弁法』の印刷・公表に関する通知.pdf